

法改正情報

●社会保険資格取得時の本人確認の徹底

社員が入社し、社会保険（健康保険、厚生年金）の届出を行う際には、会社が被保険者や被扶養者となる者の氏名等の確認を行うことになっていきます。しかし、偽名での届出が行われ、健康保険被保険者証が発行されていたという事件が発生したことを受け、年金機構では本人確認の徹底を改めて周知させるべく、今後は、左記のような取り扱いとなります。

(1)社員を採用した場合に確認すべき事項
新規に被保険者となる社員を採用した場合には、

- ・社員の氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所等
- ・基礎年金番号

を確認することとしており、基礎年金番号が確認できる場合には、資格取得届にその番号を記載し提出します。

しかし、年金手帳の紛失により基礎年金番号が確認できない場合は、

- ・運転免許証
- ・住民基本台帳カード(写真付きのもの)
- 等で本人確認を行うこととなります。これらの証明書で本人確認ができた場合には、
- ・被保険者資格取得届
- と併せて
- ・年金手帳再交付申請書

を年金事務所に提出します。

(2)10月1日から変更となる資格取得届の取り扱い
本人確認の徹底に伴い、平成24年10月1日以降に受け付けられた資格取得届で基礎年金番号が未記入(年金手帳再交付申請書を添付の方は除く)の場合には、一旦、会社に返戻されることとなります。その後、本人確認ができるまでは健康保険被保険者証の発行が行われないこととなります。

(3)本人確認の証明書等

本人確認の証明書としては、以下の通りとなっています

【1種類の書類で足りるもの】

- ①運転免許証
- ②住民基本台帳カード(写真付きのもの)
- ③旅券(有効期限内のパスポート)
- ④在留カード又は特別永住者証明書
- ⑤国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付きのもの)

【2種類以上の異なる組み合わせが必要となるもの】

- ・写真貼付のない「住民基本台帳カード」、住民票
- ・後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証
- ・金融機関の預金通帳、キャッシュカード等
- ・印鑑登録証明書
- ・共済年金又は恩給の証書

●まとめ

- ①本年10月1日以降の取り扱いとなります。
- ②基礎年金番号が未記入(年金手帳再交付申請書を添付の方は除く)の場合は資格取得届が一旦返却されます。
- ③届書が返却されている間は、健康保険被保険者証の交付は保留されます。

④本人確認ができない場合には、健康保険被保険者証の交付ができません。

●留意点

昨年暮れから年明けにかけて報道された事件を機に本人確認が厳格になりました。実務的には、入社時に年金手帳の提出(基礎年金番号の確認があれば問題はありませんで、通常通りの手続きを行うこととなります。

問題は入社時に年金手帳の提出がなく、基礎年金番号が確認できないケースです。確認できるまでは、本人のみならず被扶養家族についても健康保険被保険者証の交付が保留されます。

赤井労務マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文
URL <http://www.6064.jp>